

石垣市特産品認証事業 「ブランドマーク創出業務」
仕 様 書

石垣市商工会

1. 制作物名

石垣島の商業振興を目的にブランド化を推し進めるシンボルとなる「ブランドマーク」

2. 事業期間

契約締結の日から令和5年1月31日まで

3. 請負業務の概要

- ① 石垣島のブランド化を推し進めるシンボルマークであり、デザインの中に「石垣島」(ひらがな、カタカナ、ローマ字等も可)の文字を組み入れること(一部でも可)。
- ② 石垣島全体で取り組んでいくため、本事業目的に沿い、想いと意思を共有できるシンボルとなるブランドマークであること。
- ③ オリジナルで未発表のものであること。
- ④ 政治的・宗教的・反社会的な要素、誹謗中傷を含まず、公序良俗その他法令に反しないもの。
- ⑤ 色数は自由。ただし、単色・モノクロでの使用や拡大・縮小での使用も考慮すること。
- ⑥ その他の内容については石垣市商工会と協議のうえ決定するものとする。

4. 見積もりに関する要件

- ① 企画提案にあたっては1,650千円(消費税込み)の範囲で見積もること。

5. その他

- ① 提出書類の作成等に要する費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しない。提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- ② 業務を実施するにあたっては石垣市商工会と協議して進めるものとする。

6. 契約締結後納品された作品の取り扱い

- ① 納品された作品は、石垣島のブランド化に関する意識啓発や各種取組みに利活用し、各種広報紙、商工会や市ホームページのほか、各種印刷物や啓発コンテンツ（商品ラベル、のぼり旗、賛同企業用 P R コンテンツ）等に使用する予定です。
- ② 納品された作品が他の著作物の著作権等を侵害する恐れがある場合には、契約を取り消すことがあります。また、委託費清算した後にその事実が判明した場合には、委託費を返還していただくことがあります。
- ③ 納品された作品の応募者は、応募作品の選考と同時に、石垣市商工会に対して当該作品の著作権（著作権法第 27 条、28 条を含む一切の権利）を無償で譲渡するものとし、当該作品の著作権及び使用权は全て石垣市商工会に帰属するものとします。
- ④ 納品された作品の応募者は、石垣市商工会が当該作品を使用するに当たって、著作者人格権を行使しないことを条件とします。
- ⑤ 納品された作品については、採用にあたり、原案を尊重しながら、補正・修正することがあります。また、必要によっては、編集可能なデータ形式でのファイル提出をお願いすることがあります。なお、補正等についての同意が得られない場合、決定後であっても、採用を無効とします。